（計画管理課の所掌事務）

第八十二条　計画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、都市整備課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、都市・住宅整備課の所掌に属するものを除く。）。

六・七　（略）

（都市・住宅整備課の所掌事務）

第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務のうち、技術的事項に関すること。

七～二十五　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第五条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）及び新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の施行に関すること。 二～五十一　（略） （都市住宅課の所掌事務） **第三十四条**　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　宅地造成及び特定盛土等規制法、新住宅市街地開発法及び新都市基盤整備法の施行に関すること。 二～二十四　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）及び新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の施行に関すること。 二～五十一　（略） （都市住宅課の所掌事務） **第三十四条**　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　宅地造成等規制法、新住宅市街地開発法及び新都市基盤整備法の施行に関すること。 二～二十四　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第二条及び第三条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第三十一号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号及び第二項（同法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第一項、第二十三条第二項、第二十七条第三項及び第五項、第二十八条第一項、第二十九条、第四十三条第二項第二号、第七十九条の二第一項第三号及び第二項、第七十九条の四第一項第六号、第七十九条の七第三項並びに第七十九条の九第一項、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十一条第一項第三号及び第二項、第二十五条第三項、第四十五条第三項並びに第四十六条第四項並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第四条第一項第二号及び第三項（同法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第四項及び第五項、第十八条第二項、第二十四条、第三十五条第二項第三号、第三十六条第一項並びに第六十六条第二項の規定に基づき、並びに道路運送法、貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）を実施するため、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫